

# 第95回北海道国土利用計画審議会

## 議事録

開催日時：平成29年1月26日(木) 13:25～15:40  
開催会場：第二水産ビル 4階4S会議室

## 第95回北海道国土利用計画審議会

- 次第
- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

- 北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について
- 国土利用計画（北海道計画）の変更について
- その他

- 4 閉 会

### ○ 出席者

(委員側)

会長	中 村 太 士
委員	大 場 英 彦
〃	岡 村 雅 敏
〃	久 保 勝 裕
〃	中津川 誠
〃	永 野 仁
〃	畠 山 京 子
〃	平 間 育 子

(道側)

総合政策部政策局	計画推進担当局長	岸 純太郎
総合政策部政策局土地水対策課	課長	城 田 敏 樹
〃	主幹	平 賀 功 浩

(事務局)

総合政策部政策局土地水対策課	主査	松 本 慎 一
〃	主任	夏 堀 祐 子

(関係課)

環境生活部環境局環境政策課	主査	池 谷 佳 久
環境生活部環境局生物多様性保全課	主査	増 本 弘 次
農政部農業経営局農地調整課	主査	行 天 真 人
〃	技師	川 上 広 樹
水産林務部林務局森林計画課	主幹	木 幡 安 順
〃	主査	米 山 とみ
〃	主事	河 野 篤 学
建設部建設政策局維持管理防災課	主査	渡 部 貴 博
建設部土木局河川砂防課	主査	吉 崎 貴 博
建設部まちづくり局都市計画課	主査	酒 井 渉

## 1 開会

### □ 事務局（城田課長）

まだ、定刻には時間がありますけど、皆様おそろいですので始めさせていただきます。

それでは、ただ今から、第95回北海道国土利用計画審議会を開催いたします。

議事に入るまでの進行役を務めさせていただきます、総合政策部政策局土地水対策課長の城田と申します。よろしくお願いいたします。

## 2 挨拶

### □ 事務局（城田課長）

それでは、審議会の開催にあたりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の岸よりご挨拶を申し上げます。

### □ 岸計画推進担当局長

岸と申します。よろしくお願いいたします。

また、大変お忙しい時期にご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。また、中村会長をはじめ委員の皆様には道行政の推進に日頃からご指導を賜り、改めてお礼申し上げます。

本日の審議会ですけれども、土地利用基本計画の変更に関しましては、計画図の変更案件12件、これをご審議いただくことになります。

また、国土利用計画（北海道計画）の変更につきましては、昨年8月の審議会以降、数々の貴重なご意見を承っているところですが、その8月から9月にかけて相次いだ記録的な豪雨によりまして、道内各地で被害が発生したことなどから、災害関連の記載に関しまして修正を加えるなど、これまでいただいたご意見を踏まえて、この度、計画案をとりまとめたところでございます。

道といたしましては、本日の審議会のご意見を踏まえまして、土地利用基本計画及び国土利用計画（北海道計画）の変更を行うこととしています。

委員の皆様のご忌憚のないご発言を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、よろしくお願いいたします。

### □ 事務局（城田課長）

続きまして、本日の審議会における定足数の関係でございますが、委員総数15名のうち、8名の委員の皆様方にご出席をいただいております。

したがって、2分の1以上のご出席をいただいておりますので、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、この審議会につきましては、北海道情報公開条例第26条の規定により、会議を原則、公開することとしております。また、議事録につきましても同様の取扱いとなりますので、後ほど、会長から議事録署名委員のご指名をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

これから先の議事進行につきましては、中村会長にお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

## 3 議事録署名委員指名

### □ 中村会長

はい、年度末のお忙しい中、定足数ぎりぎり、ちょっと冷や冷やしたんですけど、何とか開催できました。よろしくお願いいたします。

それでは、時間も限られていて、今回は基本計画だけではなくて国土利用計画の変更についても議論しなくては行けませんので、早速ですが進めていきたいと思っております。

議事に入ります前に、今事務局から説明がありました、議事録署名委員について、指名をさせていただきますかと思っております。

議事録への署名につきましては、会議の都度、指名させていただく2名と、私が行うこととなっておりますので、ご了承願いたいと思っております。

今回は、平間委員と永野委員をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

#### 4 議事（北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について）

##### □ 中村会長

それでは、議題1の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」ですが、お手元に諮問文の写しが配付されておりますとおり、平成29年1月13日付けで、知事から本審議会に諮問がありましたので、この件について審議してまいりたいと思います。

それでは、「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更案」について、事務局から説明をお願いいたします。なお、ご意見やご質問については、事務局からの説明の後、一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、事務局から説明をお願いします。

##### □ 事務局（平賀主幹）

土地水対策課の平賀でございます。本日は、よろしくお願いいたします。恐縮ではございますが、座って説明させていただきます。

本日は、農業地域の拡大1件、森林地域の拡大4件及び縮小6件、自然公園地域の拡大1件の合計12件についてご審議いただくこととしております。

なお、本日配付しております資料につきましては、事前にお配りした資料に、個別審議会の状況欄への記述でございますとか、一部記載誤りなどがございましたことから、修正を加えておりますので、ご了承願います。

それでは、お手元の資料1により、本日の案件についてご説明いたします。

まず1ページをご覧ください。「案件整理表」ですが、整理番号1が「農業地域の拡大」、2から5が「森林地域の拡大」、6から11が「森林地域の縮小」、12が「自然公園地域の拡大」でございます。

関係市町村は、美幌町、小平町、興部町、別海町、札幌市、千歳市、苫小牧市、安平町、白糠町、清里町となっております。

2ページをご覧ください。北海道地図に、変更案件に係る市町村を示しております。ピンク色で塗りつぶしている箇所が「拡大」の案件、黄色で塗りつぶしている箇所が「縮小」の案件です。

続きまして3ページをご覧ください。これは、土地利用基本計画の変更案件につきまして、委員の皆様にご審議していただく際のポイントを整理したものでございます。国土の合理的利用のため、「国土利用計画や土地利用基本計画等との整合性」、「重複地域も含め五地域区分の設定の妥当性」等につきまして、総合的な視点からご審議いただければと存じます。

それでは、変更案件の内容についてご説明させていただきます。

お手元に、本日の案件の概要をまとめた資料をお配りしておりますが、まずこちらをご覧ください。整理番号1は、現況が農地であり、今後も農地としての活用が確実であることから、農業地域を拡大するものでございます。整理番号2から5は、現況が森林であることから森林地域を拡大するもの、整理番号6から11は、森林法に基づく開発行為によりまして、墓所や農地として造成し、森林として利用・保全する必要がなくなったことから、森林地域を縮小するもの、整理番号12は、国立公園の区域拡張に伴い、自然公園地域を拡大するものです。それでは、変更案件の内容についてご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

整理番号1「美幌農業地域の拡大」について、ご説明いたします。

案件の概要でございますが、本案件は、現況が農地である区域について、引き続き農地として利用することが確実で、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業振興を図ることが適当であることから、農業地域に指定するというものでございます。

新たに農業地域に指定する面積は、5ヘクタールです。

個別規制法との関係については、農業地域を拡大しますので、農業振興地域の変更を行うほか、本案件の区域は、現在、都市地域の用途地域に指定されており、用途地域と農業地域は重複することができませんので、用途地域の変更（縮小）の手続きが必要となります。

個別規制法の審議会の状況につきましては、用途地域の除外に関し、美幌町の都市計画審議会が明日27日に開催される予定となっております。

また、市町村長の意見についてですが、国土利用計画法では、土地利用基本計画を変更する場合には、あらかじめ市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分反映されるよう必要な措置を講ずると規定されておりますが、美幌町長からは「特に意見のない」旨回答をいただいているところでございます。なお、市町村長の意見につきましては、本日全ての案件について「意見なし」との回答をいただいておりますので、以後省略させていただきます。

それから、下段になりますけれども、変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、変更前、すなわち現在は、用途地域が設定された都市地域のみですが、変更後は、農用地区域を伴う農業地域と用途地域がない都市地域との重複地域となります。これは、先ほどもご説明いたしましたが、用途地域と農業地域は重複できませんので、農業地域の設定に伴い、用途地域を除外するものでございます。

飛びまして、6ページをご覧ください。

これは、土地利用基本計画図に変更区域を図示したものでございます。図の中心を囲んで都市地域の赤色の線が見えていますが、細い短い線、これをケバと呼んでおりますが、このケバが向いている方向、すなわち線の内側が、都市地域となっていることを示しています。中央にピンク色のポツポツで塗られた区域が「都市地域の用途地域」ですが、本案件の区域は、その中にあります。

次の7ページをご覧ください。これは、ただ今の土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、農業地域に拡大する区域です。右側に凡例がございますが、現在はピンク色のポツポツで色塗りされた「都市地域の用途地域」であり、橙色の斜線で色塗りされた「農業地域の農用地区域」に接しております。

次の8ページをご覧ください。こちらは航空写真でございます。写真ですと右側になりますが、東側に住宅地、南西側に畑が広がっております。赤枠の中は大部分が畑となっており、玉ねぎの栽培が行われています。赤枠内の左上部分は、この畑の所有者の住宅敷地です。この宅地部分と一部道路用地は、農業地域に指定しますが、農用地区域には編入しません。編入しない面積は1ヘクタールです。

9ページをご覧ください。こちらは、昨年11月に撮影した現地の写真です。撮影方向は、右上の写真で示しているとおり2方向から撮影しております。①、②とも奥側に見えるビニールハウスは、玉ねぎの苗を栽培する施設でございます。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

3ページにお戻り願います。まず、ポイント1及び2に関しては、土地利用基本計画では、「土地利用の原則」の中で、「農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」であるとされており、変更区域は、現在、農地として利用している土地を、引き続き農地として利用・保全を図るものであることから、農業地域に指定することは支障ないものと考えております。また、本案件は、「都市地域のその他」の中に「農用地区域を伴う農業地域」を設定することになりますが、両者の重複は認められておりますので、農業地域の指定は妥当と考えます。

なお、お手元に「重複地域における土地利用の調整指導方針」という表をお配りしておりますが、こちらをご覧くださいますと、今申し上げましたとおり、「都市地域のその他」と「農業地域の農用地区域」が重複する場合は、矢印が左に向いておりまして、「農用地としての土地利用を優先」することとなります。

次にポイント3に関しては、これは、変更前に五地域区分が重複している場合におきまして、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということですが、変更前は五地域が重複していませんので、この項目については該当しておりません。

最後にポイント4に関しては、変更地域は、農業地域に接しており、一体となって利用が図られるものであることから、農業地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

以上が、「美幌農業地域の拡大」についてでございます。

続きまして、整理番号2「小平森林地域の拡大」から、整理番号5「別海森林地域の拡大」についてご説明いたします。

まず、整理番号2「小平森林地域の拡大」について、ご説明いたします。

10ページをご覧ください。本案件は、当該区域の森林が、平成27年9月に土砂流出防備保安林に指定されたことに伴い、今後も森林として利用・保全を図る必要があるため、森林地域に指定するものです。

保安林は、水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備などを目的に指定されるものでございまして、17種類ございます。土砂流出防備保安林は、雨などによる表土の浸食を抑え、土砂の流出、崩壊による土石流の発生などを防ぐことを目的に指定されるものです。

今回、森林地域を拡大する面積は12ヘクタールです。

個別規制法との関係については、留萌地域森林計画対象民有林の変更の手続きを行うこととなります。

なお、森林の案件については、すべて、それぞれの森林計画区において地域森林計画対象民有林の変更手続きを行う必要がありますことから、個別規制法の措置に関する説明は、以後省略させていただきます。

個別規制法の審議会の状況につきましては、北海道森林審議会が昨年12月19日に開催され、当案件に係る地域森林計画の変更については、適当である旨の答申がなされております。なお、これにつきましても、本日の森林の案件については、すべて同審議会で「適当である」旨の答申がされておりますことから、以後省略させていただきます。

五地域の指定状況につきましては、現在は、農業地域のみですが、変更後は、農業地域と森林地域の重複する地域となります。

13ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、今回、森林地域に拡大する区域です。

次の14ページをご覧ください。航空写真です。日本海に面した国道沿いに位置しています。

15ページをご覧ください。こちらは、昨年撮影した現地の写真です。①は昨年の10月、②は5月に撮影されたものです。

続きまして、整理番号3「美幌森林地域の拡大」についてご説明いたします。

16ページをご覧ください。本案件は、苗木の植栽が完了し、森林として整備されていることが明らかであることから、森林として利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。

新たに森林地域に拡大する面積は7ヘクタールです。

五地域の指定状況につきましては、現在は、農業地域のみですが、変更後は、農業地域と森林地域の重複地域となります。

飛んで、19ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、森林地域に拡大する区域です。

次の20ページをご覧ください。航空写真でございます。

21ページをご覧ください。こちらは、昨年11月に撮影した現地の写真です。苗木が植えられている様子がお分かりになるかと思えます。

続きまして、整理番号4「興部森林地域の拡大」についてご説明いたします。

22ページをご覧ください。本案件は、先程の案件と同様、苗木の植栽が完了し、森林として整備されていることが明らかでありますことから、森林として利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。

新たに森林地域に拡大する面積は8ヘクタールです。

五地域の指定状況につきましては、現在は、農業地域のみですが、変更後は、農業地域と森林地域の重複地域となります。

25ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、森林地域に拡大する区域です。緑色の太い線の内側、ケバが向いている方向が森林地域ですが、現在は、この部分が穴あきのようにになっている状態です。

次の26ページをご覧ください。航空写真です。

27ページをご覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真です。苗木が植えられている様子が分かるかと思えます。

続きまして、整理番号5「別海森林地域の拡大」についてご説明いたします。

28ページをご覧ください。本案件は、現況が森林の区域について、今後も森林として利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。

新たに森林地域に拡大する面積は7ヘクタールです。

五地域の指定状況につきましては、現在は、農業地域のみですが、変更後は、農業地域と森林地域の重複地域となります。

飛んで、30ページをご覧ください。土地利用基本計画図です。当該区域の周辺には、国有林の保安林が直線上に位置しています。

次の31ページでございますけれども、土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、森林地域に拡大する区域です。

次の32ページをご覧ください。航空写真です。

33ページをご覧ください。昨年11月の現地の写真です。左上の写真に看板がありますが、当該区域はヤチカンバの群落地として、道の天然記念物に指定されているところです。①の写真で茶色く見えているのがヤチカンバです。

それでは、整理番号2から5に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1及び2に関しては、土地利用基本計画では、「土地利用の原則」の中で、「森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」であるとされておりまして、いずれの案件につきましても、変更区域は、現況のまま森林として整備・保全していくというものであることから、森林地域に指定することは支障ないものと考えます。

また、本案件は、いずれも「農業地域のその他」の中に「森林地域」を設定することになりますが、両者の重複は認められておりますので、森林地域の指定は妥当と考えております。

なお、整理番号2については、「農業地域のその他」と「森林地域の保安林」が重複する地域となりますが、先ほどの「調整指導方針」に基づき、「保安林としての土地利用が優先」することとなっており、また、整理番号3から5については、「農業地域のその他」と「森林地域のその他」が重複する地域となりますが、「森林としての土地利用が優先されますが、森林としての土地利用との調整を図りながら農業上の利用」も認められることとなっているところでございます。

ポイント3に関しましては、いずれの案件も、変更前は五地域が重複しておりませんので、この項目については該当しておりません。

最後にポイント4に関しましては、整理番号2については、変更区域は保安林に指定された森林でありますことから、適正な管理が行われるとともに、他用途への転用は行われないこと、整理番号3と4については、森林地域に接しており、一体となって利用が図られるものであること、また、整理番号5については、ヤチカンバ群落地として引き続き保全される区域でありますことから、いずれの地域も森林地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えます。

以上が、整理番号2から5の「森林地域拡大」についてでございます。

続きまして、整理番号6から11の「森林地域の縮小」案件について、ご説明いたします。

いずれの案件も、森林法に基づく開発行為が行われ、その完了確認を終えた区域について、森林地域から除外しようとするものでございます。

34ページをご覧ください。

まず、整理番号6「札幌森林地域の縮小」についてでございます。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、墓所を設置したことにより森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。

森林地域を縮小する面積は32ヘクタールです。

なお、先に皆様に送付いたしました資料では、縮小する面積が14ヘクタールとなっておりますが、本件に係る開発区域のうち、平成23年度までに完了した部分の登載漏れがございましたことから、面積及び区域を修正しておりますので、ご了承願いたいと思います。

変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在、32ヘクタールのうち、29ヘクタールが都市地域と農業地域と森林地域の3地域の重複地域、3ヘクタールが都市地域と森林地域の2地域の重複となっておりますが、変更後は、29ヘクタールが都市地域と農業地域の重複、3ヘクタールが都市地域のみとなります。

37ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、森林地域を縮小する区域でございます。事前に送付した資料では、この左下の部分のみを記載しておりまして、この上の部分の登載漏れがございましたので、今回合わせたかたちで変更させていただきたいと存じます。

全体が赤色の縦線で示される「都市地域の市街化調整区域」でございまして、右上の小さな黒枠の2箇所、計3ヘクタールの区域以外は、橙色のポツポツで色塗りされた「農業地域」とも重複しています。本案件は、この区域を「森林地域」から除外しようとするものでございます。

次の38ページをご覧ください。航空写真でございます。

次の39ページ、40ページをご覧ください。こちらは、昨年10月に撮影した現地の写真です。なお、39ページの右上の写真の中で、③の表示の上の部分が、事前にお送りした資料には記載がなく、今回追加した部分ですが、現地の写真はございませんが、こちらは既に分譲が始まっており、一部には墓が建っている状況です。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、国土利用計画や土地利用基本計画では、「森林の利用転換を行う場合には、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る」とされておりますが、林地開発に際しましては、森林法など関係法令に基づき、残置森林の維持管理や洪水調整池の設置など、災害の発生や環境の悪化防止に十分な配慮がなされていることから、支障がないものと考えます。

ポイント2に関しては、引き続き「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域のその他」が残ります。

ポイント3に関しては、変更区域は、現在、「森林地域のその他」が「都市地域の市街化調整区域」、「農業地域のその他」と重複しておりますが、この場合におきましては、都市的な利用、また、農業上の利用が認められていることから、森林地域を縮小しても問題ないものと考えております。

ポイント4につきましては、周辺も墓所として利用されている区域でございまして、森林地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

以上が「札幌森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、整理番号7「千歳森林地域の縮小」についてご説明いたします。

41ページをご覧ください。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、火山灰の採取及び農用地造成を実施したことにより森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。

森林地域を縮小する面積は8ヘクタールでございます。

五地域の指定状況につきましては、現在、都市地域、農業地域、森林地域の3地域が重複しておりますが、変更後は、都市地域と農業地域の重複地域となります。

飛びまして、43ページをご覧ください。土地利用基本計画図です。当該区域は、道東自動車道沿いの追分町インターチェンジから近い場所に位置しております。

次の44ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、森林地域を縮小する区域でございます。先ほどの案件と同様に、全体が赤色の縦線で示される「都市地域の市街化調整区域」でございまして、橙色のポツポツで色塗りされた「農業地域」とも重複しています。本案件は、この区域を「森林地域」から除外しようとするものでございます。

45ページをご覧ください。航空写真でございます。

46ページをご覧ください。こちらは、昨年10月に撮影した現地の写真です。今年から小麦を栽培する予定となっております。なお、右上の写真で変更箇所の左側に見える区域も、同じ事業者が開発行為を行っており、こちらは、現在も土砂採取事業を継続しているところです。土砂採取完了後につきましては、本案件と同様に農用地造成を行い、森林地域から除外することとなる予定となっているところでございます。

続きまして、審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、先ほどの札幌市の案件と同様、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されておきまして、土地利用基本計画等との整合性は図られているものと考えているところでございます。

ポイント2に関しては、引き続き都市地域と農業地域が残ることになります。

ポイント3に関しては、先ほどの札幌市の案件と同じで、森林地域の縮小は問題ないと考えているところでございます。

ポイント4に関しましては、周辺は森林と農地が存在している区域であり、森林地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

以上が「千歳森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、整理番号8「苫小牧森林地域の縮小」につきましてご説明いたします。

47ページをご覧ください。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、火山灰の採取及び採草地造成を実施したことにより森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。

縮小する面積は6ヘクタールです。

五地域の指定状況につきましては、現在、都市地域と森林地域の重複地域になっておりますが、変更後は、都市地域のみとなります。

飛んで、50ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、森林地域を縮小する区域でございます。全体が、赤色の縦線で示される「都市地域の市街化調整区域」となっております。

51ページをご覧ください。航空写真でございます。変更区域の上が防衛省が所管しております千歳飛行場、右が新千歳空港となっております。

52ページをご覧ください。昨年11月の現地の写真でございます。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、本案件につきましても、林地開発に際しまして、森林法など関係法令に基づき適切に措置されており、土地利用基本計画等との整合性は図られているものと考えております。

ポイント2に関しては、引き続き都市地域が残ります。

ポイント3に関しては、森林地域の縮小につきましては問題ないものと考えております。

ポイント4に関しては、変更区域は採草地として利用されるものでございまして、森林地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えております。

続きまして、整理番号9「苫小牧森林地域の縮小」についてご説明いたします。

53ページをご覧ください。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受けまして、レジャー施設の造成を実施したことにより森林でなくなったことから、森林地域を縮小するものでございます。

縮小する面積は7ヘクタールでございます。

五地域の指定状況につきましては、現在、都市地域と森林地域の重複地域ですが、変更後は、都市地域のみとなります。

55ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございますが、先ほど整理番号8でご説明いたしました変更区域から1.2キロメートルほどの距離に位置しています。

56ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。黒線の楕円の部分がレジャー施設の予定地で、自生しているシラカバなどの森林資源を活かした施設として計画されておまして、今回森林地域を縮小する部分につきましては、黄色に着色しておりますが、駐車場やイベント広場、道路、建物用地として林地開発をした部分となりまして、先ほど申し上げましたとおり、出来る限り森林資源を活かした施設にするというコンセプトを持っているようです。

次の57ページをご覧ください。航空写真でございます。こちらが先ほどご説明しました整理番号8の区域、ここが今回の変更区域で、右側に千歳飛行場がございまして、新千歳空港はさらに右側となります。

続きまして、審議のポイントについてでございます。先ほどの整理番号8と同様でございますが、本案件についても特に問題はないものと考えております。

続きまして、整理番号10「安平森林地域の縮小」についてご説明いたします。

59ページをご覧ください。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受けまして、土砂採取及び農用地造成を実施したことにより森林でなくなったことから、森林地域を縮小するものです。森林地域を縮小する面積は6ヘクタールです。

五地域の指定状況等につきましては、現在、都市地域、農業地域、森林地域の3地域が重複しておりますが、変更後は、都市地域と農業地域の2地域の重複地域となります。

62ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、森林地域を縮小する区域です。全体が赤色の縦線で示される「都市地域の市街化調整区域」でございます。オレンジ色の斜線で色塗りされた「農業地域の農用地区域」とも重複しています。

変更後は、都市地域と農業地域の重複地域となります。

次の63ページをご覧ください。航空写真でございます。

64ページをご覧ください。昨年11月の現地の写真でございます。こちらでは、小麦を栽培する予定となっております。

続きまして、審議のポイントについてでございますが、まず、ポイント1に関しては、本案件につきましても、林地開発に際しまして、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されておりますので、土地利用基本計画等との整合性は図られているものと考えております。

ポイント2に関しては、引き続き都市地域と農業地域が残ります。なお、この案件につきましては「都市地域の市街化調整区域」と、「農業地域の農用地区域」の重複となりますが、この場合につきましては、「農業地域の農用地区域の土地利用が優先」されることとなります。

次にポイント3に関しましては、森林地域の縮小は問題ないものと考えております。

ポイント4に関しては、変更区域は農地として利用されるものでございまして、森林地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

続きまして、整理番号11「白糠森林地域の縮小」についてでございます。

65ページをご覧ください。本案件は、白糠町が小・中学校の建設用地を造成したことにより森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものでございます。

森林地域を縮小する面積は7ヘクタールです。

変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在は都市地域と森林地域の重複地域ですが、変更後は、都市地域のみとなります。

飛んで、68ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、森林地域を縮小する区域でございます。下側の小さい区域はグラウンド用地となる予定でございます。

69ページをご覧ください。航空写真でございます。

70ページをご覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真でございます。改築時期を迎えた小・中学校が、津波浸水予想区域にありますことから、同じく老朽化が進み耐震補強が必要になりました幼稚園等と併せて高台に移転するものでございまして、建設地域は、太平洋岸から約1キロメートル離れた、標高約30メートルの高台となっているところでございます。

続きまして、審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、本案件は、事業主体が白糠町となっております。林地開発に際しましては、適切に措置されており、土地利用基本計画等との整合性は図られているものと考えております。

ポイント2に関しては、都市地域が残ることになります。

ポイント3に関しては、森林地域の縮小は問題ないと考えております。

ポイント4に関しましては、小中学校等として利用されることから、森林地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えております。

では、最後でございますけれども、整理番号12「清里自然公園地域の拡大」についてご説明いたします。

71ページをご覧ください。本案件は、阿寒国立公園の区域変更に伴いまして、自然公園地域を拡大するものでございます。

拡大する面積は906ヘクタールでございます。阿寒国立公園は、1市10町にまたがる総面積90,481ヘクタールの国立公園で、今回、清里町の、神の子池及び摩周カルデラ北側外輪山に至る集水域一帯につきまして、優れた自然の風景地の保護及び適正な利用の増進を図るため、公園区域に編入することとしたことから、自然公園地域を拡大するものでございます。

個別規制法との関係については、自然公園法に基づく公園区域の変更手続きが必要となります。

個別規制法の審議会の状況につきましては、環境省の中央環境審議会が、本年5月から6月頃に開催される予定となっております。

五地域の指定状況につきましては、現在は森林地域のみで、変更後は、森林地域と自然公園地域の重複地域になります。

72ページをご覧ください。変更区域は、清里町の南部、摩周湖の北側に位置しています。

73ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

次の74ページをご覧ください。こちらは、縮尺を10万分の1にした土地利用基本計画図でございます。現在の国立公園はこの線までとなっておりまして、赤枠で囲んだところが今回、自然公園地域に拡大する区域でございます。この一帯は国有林で、また、保安林の指定をされている区域となっております。赤枠内の上の方に青色の枠で囲んでいる部分がございますが、こちらが神の子池周辺区域で、この部分が第3種特別地域に指定される予定の区域、それ以外が普通地域に指定される予定となっている区域でございます。

75ページをご覧ください。航空写真でございます。

76ページをご覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真でございます。清里町市街地から25キロほど南に「神の子池風景林」の看板がございまして、ここから2キロほど入ったところに神の子池があります。

続きまして、審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1及び2に関しましては、土地利用基本計画では、「土地利用の原則」の中で、「自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域」であるとされておりまして、本案件は、優れた自然の風景地の保護及び適正な利用の増進を図るというものでございますことから、自然公園地域に指定することは支障ないものと考えております。

また、本案件は、「森林地域の保安林」の中に「自然公園地域」を設定することになりますが、両者の重複は可能ですので自然公園地域の指定は妥当と考えているところでございます。なお、この場合、「調整指導方針」に基づき、「両地域が両立するよう調整を図る」こととなります。

次にポイント3に関しては、本案件は、変更前は五地域が重複していませんので、この項目については該当しておりません。

最後にポイント4に関しましては、変更地域は、自然公園地域に接した森林地域を自然公園地域にしようとするものでございますので、自然公園地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えております。

以上が「清里自然公園地域の拡大」についてでございます。

以上で案件の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□ 中村会長

はい。ご苦労様でした。それではですね、ちょっと数が多くて平賀さんも大変な量を説明されたんですけども、ひとまず、拡大の部分、整理番号1から5まで、主に森林を拡大する場所が多かったんですけど、美幌はちょっと違っていましたけど、この1から5までの拡大する案件について、まず、ご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

(発言なし)

では、私の方から。最初の美幌の案件のところ、太陽光パネルが写っているんですよね、中に。違いますか。8ページなんですけど、この列になっているのは太陽光パネルですよね。僕、ちょっと勉強のために聞いておきたいんですけど、太陽光パネルを設置した場合、土地利用区分というのは何になるんですか。どんどん増えていると思うんですけど。

□ 事務局（平賀主幹）

これはビニールハウスでございます。

(変更区域に接した北側の区画) こちらは、別の事業者が設置している太陽光パネルです。

□ 中村会長

ちなみに太陽光パネルというのは、設置された場合は、その土地利用区分は何になるのですか。

- 事務局（夏堀主任）

土地水対策課の夏堀でございます。太陽光パネルを設置するというだけで、土地利用基本計画上の区分を変えるということはないかと思いますが、例えば、林地開発などを伴った場合には、林地開発をした区域については森林地域から除外するというかたちになりますので、変更の対象となってくるかと思われます。
- 中村会長  
という、仮にああいう農地のところに太陽光パネルが設置された場合は、農地のままの区分になるということですか。
- 事務局（夏堀主任）

個別規制法の方で、農業地域の方で何か差し障りがあれば、変更ということになると思います。
- 事務局（平賀主幹）

農地の中に設置することとなれば、農地法の規制を受けながら設置することになると思います。
- 岡村委員  
今、農地に、あちこちに結構、太陽光パネルが設置されているんですけど、この場合は、必ず農地転用許可を取らなければ出来ません。ですから、農地のままということはありません。
- 中村会長  
はい、わかりました。ありがとうございました。  
それでは、他の案件も含めて、拡大についていかがでしょうか。
- 岡村委員  
2番から5番まで、農業地域が森林地域と重複するというので、写真を見ると、農地がありそうもないのですけれども、もしあれば、どのくらいの面積の農地があるのか伺いたい。
- 事務局（平賀主幹）

今回の案件につきましては、農振法で言えば、農業振興地域のエリア内ということでございますが、現況が農地というところはございません。
- 岡村委員  
農地がないのであれば、わざわざ農業地域を残して森林地域と重複させる必要性というのはあるのでしょうか。
- 事務局（平賀主幹）

農業地域、あるいは農業振興地域と言い換えても良いかと思いますが、農振法では、一体として農業の振興を図る地域として指定しているもので、あくまでも区域の設定でございますが、必ずしも農地ではないからといって、農業振興地域から外しているということではありません。
- 岡村委員  
森林とするのであれば、農業地域から除外した方が良いのではないかと思ったものですから。
- 事務局（平賀主幹）

これは繰り返しになりますけれども、農業振興地域制度においては、開発行為されたからといって、穴あきにするということではなく、地域としての設定は残しておくというのが一般的というふう聞いています。

□ 永野委員

農振の関係なんですけれど、一般的に農振地域ということであれば、そこで用途を変更しようとした場合は、農振の網を外さなければならないという手続きがありますよね。だけど、この場合、農振の網が掛かっているながら現況は森林になっていますよということなので、結局それについては農振の網を外す必要はないということなんですか。

□ 事務局（平賀主幹）

先ほどもご覧いただいた「調整指導方針」の中で、今、岡村委員と永野委員が言われた「森林地域のその他」と「農業地域のその他」の重複につきましては、「⑤」となっているかと思いますが、この二つの地域は重複することが可能でございます。この場合、凡例にありますとおり「森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める」となっております。森林地域を拡大するからといって農業地域を縮小することはないですし、また、これも繰り返になりますけれども、農業振興地域を穴あきにするということも一般的にはありませんので、農業地域をそのまま残しておく、設定しておくところでございます。

□ 中村会長

よろしいですか。

□ 事務局（平賀主幹）

農政部から何か補足することがありましたらお願いします。

□ 農地調整課（行天主査）

北海道庁農政部農地調整課の行天と申します。お世話になっております。

ただ今ご議論されております農業振興地域でございますが、これに関しまして、農業振興地域の整備に関する法律ということで農振法と言われておりますけれども、この農振法の中で農業振興地域につきましては、基本的に都道府県、北海道が指定することになっておりますが、指定につきましては、市町村ごとに、その全部又は一部について行うものとされております。

農業振興地域制度に関するガイドラインでは、都市計画法上の市街化区域や用途区域、自然公園法の国立公園などといった、農業振興地域と重複できない土地が示されておりますが、こういった重複できない地域について指定を外す扱いとしておりまして、重複できるところについては、市町村の意向も確認しながら、基本的には農業振興地域から除外せずに取り扱っております。

□ 中村会長

これまでもこの議論が何回も行われたように、多少わかりにくくあるのですが、地域として重複できないところは除外するしかないんですけれど、重複できるところについては大枠として残しておくということですね。

他、いかがでしょうか。

（発言なし）

ちなみに、これ（整理番号3及び4）、森林地域になる前は何かあったんでしょうか。植林していますよね。その前は何かあったんでしょうか。

□ 森林計画課（木幡主幹）

そこまでは把握しておりません。

□ 中村会長

農地だった場所を森林に変えるという行為なんですかね。つい最近植林をしているということは、その前に何かしていたわけで、雑木を伐採したような感じには見えないので、農地とし

て使われていたところを森林にしたのかなという感じすらするのですが、後でわかったら教えてください。これは、保全上の問題ではないです。

【確認事項】 整理番号3 美幌森林地域：平成25年まで牧草地として利用  
整理番号4 興部森林地域：平成22年まで牧草地として利用

他、いかがでしょうか。

(発言なし)

それでは整理番号6から11までについて、森林の縮小ということで、多くは法律に則った上で何らかの開発を既に行っていて、その結果として、森林から除外するという案件です。

いかがでしょうか。

#### □ 中津川委員

二つあります。一つは6番の札幌の墓地の造成区域ですが、32ヘクタールの墓地の造成ということで、38ページに写真があってわかりやすいと思いますが、もう既に右側の方に大きな墓地があって、更にまた新規で造成していくと、先ほどご説明の中で、防災上とかの観点で影響が無いようなことを考えるということだったようですが、こういう風にどんどん開発してくると、流出の形態とかでかなり影響が出てくるんじゃないかと思われま。要するに、単体として、これだけの話で評価するのであれば、まあ確かに影響ないかもしれないですけど、どんどん増えていく場合、全体で、重複的な影響が出てくるみたいな話というのは考えられているのかどうか。そもそもそういう歯止めをかけるようなメカニズムが、土地利用の規制という部分であるのかどうか、そこを確認したいと思います。

それからもう一つ、レジャー施設を建設する9番目の案件なんですけれども、これはどんなものを造ろうと今考えられているのか。これも前の話と同じように、例えば浸透面積がどんどん増えていくと、この流域に、いろんな湧水環境なんかもあって影響してくると思うのですが。もちろん単体では影響ないのかもしれないですけど、既に空港や駐車場など開発も進められている中で、どんどんこういうのが増えていくと、全体で気が付いた時には大きな影響が出ているようなことに対し土地利用政策を誘導するというのが全然出来ないんじゃないかなと思います。健全な土地利用政策を誘導するということが全然歯止めが掛からないんじゃないかなという気がするのですが。その辺はどのように考えられているのか、お伺いしたいと思います。

#### □ 事務局（平賀主幹）

毎回この審議会で言われていることではあるんですけども、これも繰り返しになりますけども、開発行為そのものにつきましては個別規定法にゆだねられているところがございます。当審議会による議論につきましては、例えばこのエリアでのそういった開発行為が、土地利用の方向性から言って妥当かどうかという、そういった大所高所的な観点からご議論いただく場であると考えておまして、今、中津川委員が言われたとおり、この墓所である区域がどんどん拡張していくと、レジャー施設についてもどんどん拡張していくと、果たしてそのエリアがそういった墓所なりレジャー施設としての土地利用として妥当かどうか、そういった視点での、この審議会での議論になるのかなと。

個別の開発行為につきましては、個別規制法でもって規制されると、この土地利用基本計画というのはそういう考え方で整理しておりますので、これもこの審議会でお答えしていることとございますが、このような答えになってしまうところでございます。

#### □ 中村会長

ちょっと分かりづらかったのは、個別の審議会、例えば森林審議会の方で議論されて、それがまあ了解されているということはわかったんですけど、今平賀さんがおっしゃられた、この審議会では、どういうことを議論すると言いましたか。個別がOKならもうここはOKであるということではないわけですね、何かこの審議会の役割があるわけで。

中津川委員がおっしゃっているのは、私から見るとこの審議のポイントの4のような、他地域への悪影響の有無といった問題に対して、それが今、今回開発された場所以外の周辺の区域を見るとどんどん拡大しているように見えると。そうすると、他地域への影響が出てくるんじゃないかという懸念をおっしゃっていると思ったんですけど、それについてはどういう答えになるんですか。

□ 事務局（平賀主幹）

今言われたことに関しましては、当然、今後のこの地域の土地利用上、妥当かどうかという判断からご議論いただくと。ですから、墓所としての利用が妥当なのかどうか、開発行為そのものではなくて、墓所あるいはレジャー施設としての利用が、そのエリア一帯の土地利用のあり方として妥当かどうかという視点からのご議論をいただくと。

□ 中村会長

それは、どのポイントですか。今のおっしゃっているのは。

□ 事務局（平賀主幹）

これはある意味では全て、この4つを共通するところがありまして、今、会長なり中津川委員が言われたポイント4に関してというような。

□ 中村会長

と思いました、私は。今、平賀さんがおっしゃったのは、どのポイントについての話ですか。

□ 事務局（平賀主幹）

4を含めてなんですけれども。

□ 中村会長

その、墓地として利用することの課題を我々は議論すべきなんですか、ここで。

□ 事務局（平賀主幹）

いえ、その周辺の土地利用を、他地域への悪影響の有無ということで。

□ 中村会長

ちょっと話が平行線になっていますけど、それが起こるんじゃないかという懸念はされていると、徐々に大きくなっていくことによって。墓地としての利用については、各個別の審議会で議論されているわけですよ、もう既に。

□ 事務局（平賀主幹）

墓地を造るという行為自体についてはですね。

□ 中村会長

ここで議論することでは無いですよ。

□ 事務局（平賀主幹）

開発行為を許可するかどうかについてはですね。この国土審では、開発行為を許可するかどうかについての議論はしないと。

□ 中村会長

で、認めているわけですよ、もう既に個別の審議会で。で、これはポイント4とおっしゃったわけですよ。それが全てに共通と言われてしまうと、一体何の議論をしているのかよくわからなくなってしまいます。私は、今の中津川委員の発言というのは、開発が徐々に拡大していくこと

によって、他地域へ悪影響が及ぶんじゃないんですかと、その及ぶことについて、何らかの担保というか対策的なものが考慮されているんでしょうかという質問だったと思うんですけど。

□ 事務局（平賀主幹）

申し訳ございません。今のような議論ですと、当然この審議会で議論する範ちゅうに入ります。

□ 中津川委員

では、こういう聞き方をしますか。今、新しい案件が出てきたんですけど、また次に出てきたとき、単体では影響ないよという結論になったというやり方をしていたら、例えばその流域全体、全部が墓所ということになっても止められないということになってしまいますよね。このようなことは止める術が無いのかどうかというか、それは別に考えなければ駄目なのかどうか、非常に難しい高度な質問をしているとわかっていて聞いているのですが、どこかでそういう歯止めを掛けるような仕組みというものはあるのか、あるいは、ここではそこまではちょっと出来ませんよという話なのか、そこだけ伺いたい。

□ 事務局（平賀主幹）

具体的にそれを止めるというか、抑制するということはちょっとこの審議会では難しいところがありますけども、当審議会の中でそういう意見があったということ、他の法律、例えばここでいう墓所なりレジャー施設を規制する法律を所管しているところに対し伝えることで、実効性を図っていくということですよ。

□ 中津川委員

是非、前向きにお考えいただきけるとありがたいと思います。それと、今日後半に話題になると思うのですが、これからの北海道の土地利用のあり方をどう方向付けるかというような話に当然こういう話に関わってきて、それを健全な状態にもっていくためには、単に個別の審査をこなせば良いというだけではなくて、全体として方向性を考えていかなければ駄目かと思えます。去年の8月の大雨のようなことがこれから地球温暖化であり得るかもしれないといった時に、悪影響が出てくるんだったら、なるべくそれを軽減するようなことも考えて、土地利用として考えなければ駄目だということもあると思うので、是非、そういう議論をお願いしたいなと思います。

□ 永野委員

ちょっと関係することになると思うんですけど、9番のですね、先ほど皆さんおっしゃられたレジャー施設、確か平賀さんの説明ではシラカンバですか、自生しているものを利用した施設ということなんですけど、具体的にはどのような範ちゅうに入るレジャー施設なんですか。

そこが仮にうまくいったとしたら、その周辺で次々と、どんどん同じように施設を拡大していくと、結局歯止めが掛からなくなってくるような気がするんですけど。具体的に、レジャー施設の内容というのは、お答えいただくことは可能なんですか。

□ 事務局（平賀主幹）

今時点で、このレジャー施設について把握しておりますのは、先ほど説明した程度のものでして、補足しますと、例えば、地元の山菜・野菜・キノコの観察コーナー、散策路、キノコ等の林産物の展示・販売コーナー、レストラン、そういった内容のレジャー施設であるという程度しか把握してはおりません。

森林計画課で把握していることはありますか。

□ 森林計画課（河野主事）

こちらで把握しているのも同じ内容です。

□ 中村会長

永野委員、良いですか。今のところ、それしかないということで。

□ 永野委員  
はい。

□ 大場委員

すみません。加えての話とか関連しての話なんですけども、57ページの写真でもそうですし、その前の8番のところに関して、懸念としてですね、確かにここでお話しをするようなことではないと思うんですけども、やはり新千歳空港の近くということで、そういったような開発がどんどん進んでいるような雰囲気で見えると。8番に関しては、うがった見方をすると、これ、採草地の予定ということになっているんですけども、採草地はいろんな規制がそのままあるんでしょうけども、将来的には例えば駐車場に変わるんじゃないかというようなこととかですね。会長の方から冒頭ありましたけども、この51ページの写真の方の左側、これたぶん太陽光パネルですよ。先ほど岡村さんの方から、そういった場合は農地転用が必要なんだというような話があったんですけども、ここは、地域としては森林地域のまになっているようですし。

うがった見方かもしれないんですけども、先ほどから皆さんお話しをされているように、特にこの新千歳空港の場所ということで、いろいろな開発がいろいろなかたちでもって進んでいる可能性がちょっと見受けられるところがあるので、そういったところに関してですね、こちらの方でどの辺まで言えるのか分からないんですけども、ちょっと懸念するところがあるというのが皆さんの意見かなということで、そこら辺も付け加えていただければというふうに思います。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。

これは、個別の審議会でこういう形で決まってきたのは分かるんですけど、ここもどんな土地の状況なのかそんなに私は見えていないんですけど、例えば、先ほどのような、一つ一つは、単体としては認められたとしても、どんどん周りが開発されることに対して懸念があると、この審議会がそういう発言をしようとした場合に、どういうかたちで我々は答申すれば良いですか。

□ 事務局（平賀主幹）

この審議会として、そういう懸念があったということは、当然議事録として残りますので、そういったことを、例えば、先ほど会長が言われましたけれども、その所管する審議会の意見がそのまま優先されるのではなくて、専門の審議会と当国土審議会の意見が食い違えば、お互いにフィードバックしながら調整を取るということに制度上なっておりますので、その辺は、どちらが優先するという意味ではなくて、お互いに調整し合いながら、専門の審議会と国土審議会が調整しながらその提出された意見をぶつけ合うと、そういった形で当審議会の意見を反映させていきたいと考えているところでございます。

□ 中村会長

これは適当と認めますけども、例えば何かこう附記と言いますか、こういった懸念が審議会の中で出ましたということを書き添えることは可能なんですか。附帯意見みたいな。それはよろしいですか。

□ 事務局（城田課長）

はい。

□ 中村会長

わかりました。では、皆さん懸念されていますので、それは附帯意見として付け加えたいと思います。

それでは、今までの縮小の案件について、他、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

それでは最後の、清里の方ですけども、これは自然公園の拡大ということで、阿寒国立公園が拡大されるということですね。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

□ 畠山委員

私は釧路に住んでいるものですから、地元の間人ということ、審議会の委員としての意見になるか、ちょっと懸念もありますが。この神の子池は、皆様行ったことがおありかどうかわかりませんが、摩周湖に近いところにごさいます、私どもはもう摩周湖と一体として考えていたんですけど、清里町にあるということ、釧路管内ではないんですね。神の子池というのは本当に神秘的で大変素晴らしい自然環境の中にある池ですので、私個人といたしましても、多くの人に見ていただきたいなという思いがあったのですが、そのように行政区分があったせいか、阿寒国立公園の方と一体となってPRされることがあまりなかったんですね。先頃、神の子池を阿寒国立公園と一体にするというように、新聞報道にもありましたけれども、本日このように、この審議会でも変更ということであがってきまして、私は良かったなと思っております。ご説明の中でもありましたが、妥当性云々という部分では、要件を満たしていたなと、そのように思っている次第です。

□ 中村会長

はい、ありがとうございました。  
他、いかがでしょうか。

(発言なし)

私は中環審にも参加していてこの議論を聞いているのですが、インバウンドの、いくつかの国立公園に外国人のお客さん呼び込むというので、北海道で選ばれたのが阿寒国立公園で、それがらみで、集中的に施設も含めて整備していくといったような流れがあると思います。

他、よろしいですか、これは。

(複数委員から「はい」の発言あり)

はい、ありがとうございました。  
それでは、全般を通していかがですか。何か、言い忘れたことはありませんか。  
よろしいですか。

(発言なし)

それでは先程来出していた附帯意見として付けることについては、特に苫小牧の方であったり、札幌の森林地域の6番の案件であったり、墓地の問題であったりして、一つ一つは別の審議会の方で認められているものではあるんですけど、全体状況を見ると徐々に山腹全体に拡大したりしているように見えるということで、これ苫小牧のレジャー施設についてもそうだとすることで、そういったものが拡大することによってその周辺地域により大きな影響を及ぼすんじゃないか。さらに、温暖化も含めた今年の台風みたいな豪雨災害が今後増えることを鑑みると、こういったことについても何らかの対策を考えておくべきじゃないかということ、当審議会としては意見として付け加えさせていただいて、それ以外の点については妥当であるということで、今回の変更案については適当と認めることを答申してよろしいでしょうか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

はい。ありがとうございます。附帯意見の文案については、私と事務局の方にお任せいただくということで、よろしく願いいたします。それでは、そういうかたちで知事の方に提出していきますので、文面については今話したようなかたちで進めたいと思います。

では、だいぶ時間も経ちましたので、10分ほど休憩したいと思います。3時まで休憩ということをお願いします。

## － 休 憩 －

### 5 議題（国土利用計画（北海道計画）の変更について）

#### □ 中村会長

それでは、お疲れのところ恐縮ですが、議題2番目の「国土利用計画（北海道計画）の変更について」を議論したいのですけれど、前回、だいぶ前になりますが、昨年8月24日開催の審議会において知事から諮問があり、これまで素案の案、原案の案について審議してきたんですけれど、本日事務局から計画案が示されていますので、これについて審議してまいりたいと思います。それでは、事務局側から説明をお願いします。

#### □ 事務局（平賀主幹）

それでは、国土利用計画（北海道計画）の変更についてご説明させていただきます。恐縮ですが座って説明させていただきます。

本日は、これまで委員の皆様や市町村長などからいただいたご意見等を踏まえまして、計画案を取りまとめましたので、これにつきましてご審議いただきたいと存じます。

まず、これまでの経過についてご説明いたします。

資料2-1をご覧ください。前回8月の審議会以降、素案に対しまして、市町村長の意向把握やパブリックコメントの実施、国の出先機関との事前調整、国土交通省との意見交換を実施し、いただいたご意見を踏まえ、原案(案)を作成したところでございます。

素案に対しましては、市町村長の意向把握については、函館市から9件、オホーツク総合振興局管内の置戸町から1件の、合わせて10件のご意見がありました。

パブリックコメントについては、9月15日から10月14日までの1か月間実施しましたが、これについては意見はございませんでした。

また、国の出先機関からは、北海道開発局から1件、国からは、国土交通省と環境省からそれぞれ1件、ご意見をいただいております。

これらのご意見を踏まえまして、素案を修正し、原案(案)としたものについて委員の皆様からご意見をお伺いした結果、中津川委員から3件のご意見があり、ご意見を踏まえまして、原案としたところでございます。

さらに、原案に対し、市町村長からご意見をお伺いし、釧路市から4件のご意見があり、ご意見を踏まえ、原案を一部修正し、この度、計画案として取りまとめたところでございます。

なお、素案や原案等に対するご意見の内容及びそれに対する道の考え方につきましては、資料2-1の付表1から付表3のとおりでございますので、ご参照願います。

それでは、計画案につきまして、ご説明させていただきます。

資料2-2として、計画案本編をお配りしておりますが、説明に当たりましては、資料2-3の「国土利用計画（北海道計画・第5次）素案・計画案対照表」によりまして、素案からの修正部分につきましてご説明させていただきます。

まず、3ページをご覧ください。「土地利用をめぐる基本的条件の変化」としての「（ウ）相次ぐ自然災害の発生」に関しまして、中津川委員から、「地球環境の変化に伴う大雨等による自然災害についても記述する必要があるのではないか」というご意見をいただきまして、「地球温暖化の影響が指摘されている大雨による水害等」という記述を新たに加えております。

なお、事前にお送りしました資料では、「地球温暖化に伴う大雨による水害等」としておりましたが、表現を一部修正しております。

4ページをご覧ください。「本計画が取り組むべき課題」としての「(ア)人口減少による道土管理水準等の低下」に関しまして、林業を取り巻く厳しい環境が改善しつつあることを踏まえまして、林業に関する記述を、計画案策定の段階で事務局で修正しております。

6ページをご覧ください。同じく「(ウ)災害に対して脆弱な道土」に関しまして、函館市及び置戸町から、「昨年8月から9月にかけて本道に大きな被害をもたらした大雨等による災害についても記述する必要があるのではないか」というご意見をいただきまして、その旨を新たに記述しております。

10ページをご覧ください。(エ)の項目名ですが、函館市からのご意見を踏まえまして、意味する内容が分かりやすいよう、追記しております。

15ページをご覧ください。「利用区分別の土地利用の基本方向」の「イ 森林」に関しまして、計画案策定の段階で事務局で一部修正をしております。

19ページをご覧ください。同じく「シ その他(沿岸域)」に関しまして、中津川委員から、「沿岸域の脆弱性について記述する必要があるのではないか」というご意見をいただきまして、その旨を新たに記述しております。

20ページをご覧ください。「ウ 道土の利用区分」に関し、素案では、現行計画と同様、土地の利用区分として「市街地」も記述しておりましたが、「市街地」は、農地等の利用区分とは性格を異にしますことから、国の第5次計画では「市街地」を削除してございまして、北海道計画においても、国の計画にならぬ削除することといたしました。

また、これに関連しまして、21ページの表の下段の「市街地」についてでございますが、これまで国土利用計画では、市街地を人口集中地区(D I D)とみなしておりましたが、人口減少下においては、市街地=D I Dという整理はなじまないとの考えから、国の第5次計画では、参考値として掲載することとして、表記を「(参考)人口集中地区(市街地)」としてございまして、北海道計画におきましても同様の表記とすることといたしました。

21ページから24ページにかけては、利用区分ごとの数値目標につきまして、素案の作成以降、新たな調査データの公表等がありましたことから、数値の精査を行いまして、更新・修正を行っております。詳細につきましては、後ほど改めてご説明させていただきます。

29ページをご覧ください。「カ 地域資源を活用した地域産業の促進」に関し、釧路市から、「主要交通拠点と観光地間とのアクセスの充実について記述する必要があるのではないか」とのご意見をいただき、その旨を新たに記述いたしております。

30ページをご覧ください。「キ 野生鳥獣による被害防止等」に関し、人材育成を推進する背景といたしまして、狩猟者の「高齢化」についても新たに記述しております。

33ページをご覧ください。用語解説ですけれども、本編では34ページになりますけれども、「流域」につきまして、国土交通省からのご意見を踏まえまして、国の「水循環基本計画」を参考に修正しております。

なお、恐縮ですが3ページに戻っていただきまして、8月の当審議会におきまして、現行計画を踏まえた上での第5次計画の策定の考え方が必要ではないかのご意見をいただきましたことから、素案策定の段階ではございますけれども、「ウ 本計画が取り組むべき課題」の「なお」以下で、課題設定の背景といたしまして、これまでは土地利用の量的調整と質的向上を主要な課題として取り組んできたところでございますが、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、土地需要の量的調整は今後も一定程度必要ではございますが、道土を適切に管理し荒廃を防ぐなど、土地利用の質的向上がこれまで以上に重要となっているということについて、記述いたしております。

次に、先ほど、利用区分ごとの数値目標について、触れさせていただきましたが、数値目標につきましては、素案の作成以降、最新のデータが公表されたこと等に伴いまして、現況値及び目標値を再点検・再確認し一部修正をしていること、また、前回の審議会で現行計画の評価や第5次計画への反映等についてご意見もございましたことから、この場をお借りして改めてご説明させていただきます。

資料2-4-1をご覧ください。併せて、資料2-4-2もご参照願います。

資料2-4-1は、第4次計画の実績（現況）及び第5次計画の目標の考え方をまとめたものでございまして、資料2-4-2は、8月の審議会で参考資料としてお配りしたものを、最新のデータ等に基づき更新・修正するとともに、一部補足説明を加えたものでございます。

まず、資料2-4-1の「1 農地」につきましては、農地面積は平成2年をピークに減少しておりますけれども、北海道の食料供給地域としての役割を果たすために、農地面積の減少を極力抑え、維持していくというスタンスから、第4次計画（現行計画）では平成29年の目標値を基準年の平成17年から23平方キロメートル減としていたところですが、農業就業者の高齢化や減少によりまして担い手が不足したこと等により、平成26年時点で190平方キロメートル減少しているところでございます。第5次計画でも、農地面積の減少を極力抑えていくというスタンスに変わりはなく、農地法改正による荒廃農地対策の強化、農地中間管理機構の創設、農業に参入する法人の要件緩和等の新規施策の効果や直近の農地面積の減少幅が小さくなっていること等を踏まえまして、平成37年の目標値を基準年の平成26年から62平方キロメートルの減としております。

「2 森林」につきましては、これまでほぼ計画どおり推移しておりまして、第5次計画では、平成37年の目標値を平成26年と同水準としています。

「3 原野等」につきましては、平成27年の農林業センサスの結果が先般公表されましたことから、平成17年・22年・27年のこれまでの3回の農林業センサスをもとに毎年の現況値を算定し直し、その結果、平成17年から平成22年までは面積が減少し、22年から27年までは微増となっております。第4次計画では平成29年の目標値を平成17年から7平方キロメートル減としていたところですが、森林への転換、土石採取地としての利用、太陽光発電用地への転換等により、平成26年時点で109平方キロメートル減少しているところでございます。第5次計画では、原野等面積の大部分を占める「森林以外の草生地」面積の減少幅が小さくなっていく傾向にあること、また、貴重な自然環境としての原野や採草放牧地は、生態系保全の上からも重要であり、一定面積を保全・確保する必要があることから、平成37年の目標値を平成26年から37平方キロメートルの減としております。

「4 水面・河川・水路」及び「5 道路」につきましては、ダム・一級河川・高速自動車国道・一般国道を所管しております北海道開発局の最新データを反映させまして、現況値及び目標値を変更しております。

それから、「6（1）住宅地」につきましては、ほぼ計画どおり推移しておりまして、第5次計画では、平成37年の目標値を平成26年と同水準としています。

「6（2）工業用地」につきましては、面積は減少傾向にあったものの、平成19年6月に地域における産業集積の形成と活性化を目的とした企業立地促進法が施行され、産業集積や企業誘致等が期待されることから、第4次計画では、平成29年の工業用地面積を平成17年と同規模としていたところですが、平成20年の国際金融危機、いわゆるリーマンショックや平成23年の東日本大震災による景気の落ち込み等により、工業用地面積が減少したところでございます。第5次計画では、工業用地は減少傾向にあるものの、平成28年3月に策定いたしました道の長期計画であります「北海道総合計画」におきまして、企業の誘致件数を現況より10パーセント増加することを目標としていることなどを踏まえまして、平成37年の目標値を平成26年と同水準といたしております。

「6（3）その他の宅地」につきましては、第4次計画では、郊外型大規模商業施設用地や中心市街地周辺でのドラッグストアやホームセンター等の用地の需要が多かったことから、平成26年時点で目標値より40平方キロメートルの増となっております。第5次計画では、近年、郊外型大規模商業施設の展開が落ち着いていることや都市機能の集約化や空き家等の有効活用により、増加傾向は鈍化するものと見込まれますことから、平成37年の目標値を平成26年と同水準としているところでございます。

なお、「7 その他」につきましては、道土面積から、これまでご説明いたしました上記の1から6までを引いた残りの面積となります。

以上で、計画案についての説明を終わります。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。それでは、今の数値の表を含めてですね、それから前の文章の訂正も含めてご意見等をいただきたいと思います。お願いいたします。

(発言なし)

それでは、私から。

(資料2-3の)3ページの「ウ」なんですけれど、この「なお」から始まって最後まで、これ、切れないんですよ。ちょっと普通の感覚からすると日本語としてはまずいんじゃないかと。「本計画が取り組むべき課題」の「なお」から始まって、丸(。)が一つも無くてずっと点(,)でいくんです。これは常識的に考えても10行以上の文章というのは良くないと思います。切ってください、どこかで。うまいところで。

それから、沿岸域について、台風による高潮の被害というのは確かに書いてあるんですけど、19ページですね。海外なんかはむしろ温暖化の議論をここでしているケースが多くて、日本は津波の議論が強すぎて、あんまり海面上昇の議論をしていないんですけど、明らかに海水面が上昇して高潮の被害が多くなると思われまして。海外では、もうそればかり言っているような感じもあるので、今言った海面上昇に伴う高潮の被害というものもあり得るのではないかと思います。ここでは、台風しか書いていないので。温暖化に伴う海面上昇です。

他、いかがでしょう。

はい。

□ 永野委員

4ページの右側の方ですね、「林地においては、森林所有者が高齢で後継者がいない、不在村などの理由により」と書いてあるんですけど、確かこれ、計画の語句の解説がありますよね、巻末の方に。語句の解説ということでいろいろ最後の方に付け加えているんですけど、その中には「不在村者」というふうに書いてあるんですよ。ここの文言では「不在村」という形で語句の統一性が図られていないので、その辺は統一しておいたほうが良いと思います。以上です。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。他、いかがでしょう。  
どうぞ。

□ 島山委員

何ページか探せないでいるのですが、第5次計画の中の項目として、道士の課題などいろいろ書いてありますけど、課題を克服するための、必要な措置の概要という見出しで書かれているところがありまして、その中に書かれていたと思います。要するに外国資本による道内の土地取引の件なんですけれど、北海道市長会がこの問題を大きくとらえていて、道の条例だけでは不備だということで、国の方に土地取引規制の法整備を求めて今年の春にも要請書を提出する予定でいるようなんですけども、おそらくこの審議会でも過去に外国資本による道内の土地の取引・買収、そういったものが問題になったのではないかと思うのですが、今度、北海道市長会がそのような動きをするところですので、この問題をもう少し大きく書いたら良いのではないかなど。これに関する記述を読みましたら、すごくさっとしか書いてないんですよ。前にいただいた資料では23ページあたりに書かれていたと思うんですけど、もう少しインパクトのある書き方をした方が流れに沿っているのではないのかなというふうに思いました。

□ 中村会長

ちょっと、できれば場所がわかりませんか、今の資料で、その最初に渡された資料の23ページがどこにあたるのか。

- 事務局（平賀主幹）  
外国資本に関しましては、記述しておりません。
  
- 中村会長  
それはなぜ、前は記述してあって、今は記述していないんですか。
  
- 畠山委員  
前にいただいた資料の23ページ「水資源の保全」のところに「利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められ」といったようなことが書かれていて、おそらくこれは外国資本による買収のことを書いているのかなと思って読んでいたんですけども。
  
- 中村会長  
こちら側にも載っていますよ。この本編（資料2-2）の方に。
  
- 岸計画推進担当局長  
畠山委員がご指摘のとおり、今、外資による土地取引というのが大変話題となっているのですが、道でも（水資源の保全に関する）条例を作って、（水資源保全地域内の土地取引について）届出義務を課しているんですが、法律上、取引を規制することはできないものですから、ここに記述するというのは非常に難しいのかなと考えております。  
例えば、今、ニセコなどで外資が土地を取得しているというのもあるのですが、道としても、町村会などでも国に対してきちんとした法整備をと要望していますが、現段階でここに記述するのは難しいのかなと考えております。
  
- 畠山委員  
（海外資本等による森林取得状況に関する）資料によりますと、平成27年末までに99件、面積で言うと1,878ヘクタールにのぼるとありますので、看過できない数字ではないのかなと、ちょっと思ったものですから。
  
- 中村会長  
この審議会の中でも、水の問題で取り上げられていたこともあって、道としても条例を作ったという経緯がありますよね。  
この資料2-2の23ページの「コ 水資源の保全」というのがあるんですが、それはどちらの方に書いてあるんですか、対照表の。
  
- 事務局（平賀主幹）  
対照表30ページの下段になります。
  
- 中村会長  
たぶん畠山委員のおっしゃっているのは、この書き方では弱いんじゃないかということだと思います。もう少し道としてもこういった土地利用の問題について懸念しているということも含めて書いた方が良くないかな、というところかと思うんですけども。  
具体的に何か、こう書いた方が良くないという意見はないですか、畠山委員の方から。
  
- 畠山委員  
そこまではないんですけども。
  
- 中村会長  
そうですか。  
それでは、ちょっと検討してください。お願いいたします。  
確かに、私もニセコに去年行った時に、あまりのすごさに、激変に驚いて。アメリカで見るような非常に大きい別荘が乱立するような形になっていて、大丈夫か、と。景観自体も変えてしま

う雰囲気だったもので。そういう意味では、おっしゃるとおりニセコの問題だけではないですけども、懸念される点もあるので、ちょっとこの文案についてはご検討ください。

他はいかがでしょう。

(発言なし)

よろしいですか。

それでは今の件、回答としてはどう加えるかについては保留の状態ですので、全体としては皆さん適当だとお認めいただいたと思うんですが、今言った微修正については、まず私と事務局の方でやり取りさせていただいて、その後皆さんにお示ししてお認めいただくようなスタイルを取ろうと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

ありがとうございました。

それでは、そういった方向で最終的に知事に提出していきたいと思います。

## 6 その他

### 中村会長

本日予定していた議題は以上ですが、皆さんの方から、何か全体を通してございましたら。

(発言なし)

よろしいですか、特にありませんか。

(発言なし)

事務局の方から何かありますでしょうか。

### 事務局（城田課長）

はい。どうもありがとうございます。

先ほどご審議いただきました国土利用計画（北海道計画）、この変更手続きが終わりますと、それを踏まえまして、これは来年度になりますが、これを基本として策定をいたします土地利用基本計画書というのがございます。先ほどは、土地利用基本計画図についてご審議いただいたのですが、その元となる計画書がございまして、その変更を予定しております。

この計画書の変更の際に際しましても、基本計画図の変更と同様にこの審議会からご意見をいただくということにしておりますので、委員の皆様にはよろしく申し上げます。私の方からは以上です。

### 中村会長

はい、今のことについて、ご質問はよろしいですか。

(発言なし)

それでは、今日はこれもちまして審議会を終了させていただきます。長い時間ありがとうございました。

最後に、本日は第14期委員での最後の会議となります。皆様には3年間ご協力いただきましてありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局に戻します。

## 7 閉会

### □ 事務局（城田課長）

はい。中村会長、大変ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、岸局長からお礼のご挨拶を申し上げます。

### □ 岸計画推進担当局長

長時間にわたりまして熱心にご審議いただき、ありがとうございました。

本日も審議いただいた北海道土地利用基本計画につきましては、後日、答申をいただきましたら、国土利用計画法の規定に基づきまして、国土交通大臣と協議を行った後、3月下旬を目途に決定し公表してまいりたいと考えております。また、附帯意見につきましては、関係機関と協議の上、その結果につきまして、委員の皆様にお伝えしたいと思います。よろしく申し上げます。

また、国土利用計画（北海道計画）につきましても、後日、答申をいただきましたら、計画案を決定して、2月下旬の道議会への報告を経て3月中に計画を決定し公表してまいりたいと考えております。文の修正につきましては、会長と打ち合わせをしてまいりたいと思います。また、それにつきましても委員の皆様にお伝えしたいと思います。と考えております。

また、先ほど会長からお話しがありましたとおり、平成26年2月より皆様にご就任いただいております第14期の当審議会委員の任期が、今月末をもって満了となります。

皆様には、3年間にわたりましてご意見を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

岡村委員、中津川委員、久保委員、大場委員、畠山委員及び本日はご欠席ですが、西川委員、工藤委員の7名の皆様は、今回の審議をもちまして委員を退任されることとなります。大変ありがとうございました。

あらためて感謝申し上げますとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

### □ 事務局（城田課長）

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

(以上)